

# 子育て応援パスポート広報及び特別企画業務に係る 企画プロポーザル提案用仕様書

## 1 委託業務の名称

子育て応援パスポート広報及び特別企画業務

## 2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 予算上限額

12,238,435円（消費税及び地方消費税含む）

## 4 業務目的

本事業は、県が運用する子育て応援パスポート（ファミたんカード）公式 Instagram を活用した子育て応援パスポート協賛店等の広報及び特別企画を実施することにより、子育て応援パスポート制度の概要並びに協賛店情報を県民に広く周知し、認知度向上・利用促進を狙う。

- ※ ・県が平成19年12月から実施している子育て家庭を応援する事業。県内在住の子育て家庭に交付するもの。
- ・協賛企業（協賛店舗）で提示すると、さまざまな優待サービスを受けることができる。
- ・利用対象者は、18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの子ども及び妊婦とその家族が対象となる。

## 5 業務内容

### (1) 公式 Instagram アカウントの運営

フォロワー6,000人を目標に、以下の業務を行う。

#### ア 投稿プロデュース関連業務

- ・子育て応援パスポート（ファミたんカード）の概要（活用方法、利用対象者等）、子育て応援パスポート協賛店の情報、特別企画に関する投稿（特別企画の参加店募集時から企画終了時まで）、その他県が指定する子育て関連情報の投稿を行う。
- ・投稿頻度は週に1回以上かつ、協賛店の紹介の場合は1回の投稿で複数店舗を紹介することを基本とし、その投稿方針及び投稿計画（月間及び年間）を策定、投稿管理を行う。なお、後述する5（2）の特別企画も加味した計画とし、県が指定する子育て関連情報の投稿は2ヶ月に1度行う想定とする。また、投稿計画策定のためのストーリーやアンケート機能を用いた投稿を行う場合は、週に1回以上の投稿とは別に実施するものとする。

#### イ Instagram 投稿作成関連業務

- ・投稿に関する企画、取材、画像・動画の撮影、編集、投稿原稿の作成及び投稿を行う。
- ・投稿及び広報内容については、あらかじめ県へ協議を行い、承認を得ること。
- ・Instagram のコミュニティガイドラインに則した投稿となるよう留意すること。

#### ウ フォロワー獲得業務

- ・本アカウントのフォロワー増加につながるようなインフルエンサーを活用した投稿や広告を実施する。なお、広告に要する経費は全て契約金額に含むものとする。

#### エ 毎月の業務実施報告関連業務

- ・以下の項目について報告書を作成し、県へ報告するとともに、報告内容を踏まえた投稿方針を提案する。基本的には、「ア 投稿プロデュース関連業務」の打合せと併せて実施する。
  - 投稿件数及び投稿概要
  - フォロワー数及びその推移（増減の要因分析含む）
  - 各投稿の閲覧数（リーチ数、インプレッション数）、いいね数、保存数及びシェア数
  - 投稿別及び月別のエンゲージメント率（傾向分析含む）
  - コメント数及びその内容
  - （広告を実施した場合）セグメント、リーチ数、エンゲージ数、クリック数
  - プロフィールリンクのクリック数及び遷移状況
  - 費用内訳

#### オ 閲覧者からの問い合わせ・トラブル時のサポート業務

- ・アカウント設定や復旧業務等の対応、セキュリティ対策、通信関連等のサポートを行い、継続した情報発信ができるようにする。また、閲覧者からの問い合わせや苦情、乗っ取りや炎上等のトラブルが発生した場合等には、県に対し助言を行い、県と協議の上、適切に対応すること。

## （2）特別企画の実施

子育て週間（※）を含む令和8年11月7日（土）～11月23日（月）に、協賛店が期間限定で特別優待サービス（通常提供しているサービスよりも手厚いサービス）を提供するキャンペーンの実施に向け、以下の業務を実施する。なお、参加店舗は200店を目標とする。

- ※ 県、市町村、各種団体等が連携しながら、子育て支援のための各種事業や広報・啓発活動等を集中的に実施する期間として県が定めているもの。その中で、11月の第3日曜日（令和8年11月15日（日））を「子育ての日」、その前後各1週間（11月8日（日）～21日（土））を「子育て週間」、11月19日を「いい育児の日」としている。

#### ア 参加店公募業務

- ・協賛店に限らず県内全域の店舗・施設に対し、本企画への参加を呼びかける。なお、呼びかける店舗は、飲食店・小売店・レジャー施設を優先的に呼びかけ、浜通り・中通り・会津でバランスを考慮し地域差が出ないようにする。
- ・店舗自身が企画への参加申込みができるシステムを実装した、企画概要や参加店舗の情報の掲載する特設サイトを設置・運営する。なおシステムには、利用者が参加店舗の情報を検索しやすいよう、地域別や店舗カテゴリ別等の絞り込み表示が可能な仕様を備えること。
- ・週に1回、参加申込みのあった店舗情報をまとめたExcelファイルを県へ電子メールにて提出する。

#### イ 広報業務

- ・企画参加を呼びかけるためのメインビジュアル、参加店舗で掲示するポスター・

チラシを作成し、上記アの公募業務の際に活用する。

- ・ 5（1）の公式 Instagram やディスプレイ広告、雑誌等を活用した広報を実施する。なお、広告に要する経費は全て契約金額に含むものとする。また、公式 Instagram においては、企画参加店全店舗を紹介できるよう投稿計画に組込むこと。
- ・ 県内13市の幼・小・中学校へ、園児もしくは生徒人数分のチラシ配布を行う。
- ・ 子育て週間及び秋のこどもまんなか月間（※）についても併せて広報を実施し、その認知拡大に取り組む。

※ 秋のこどもまんなか月間とは

企業、個人、地方自治体等の取組との輪を広げ、こども・子育てにやさしい社会づくりを目指すために、こども家庭庁が11月を「秋のこどもまんなか月間」と定めているもの。

ウ アンケート実施業務

- ・ 特別企画の終了後、全参加店舗へアンケートを実施し、各店舗からのアンケート回答の写し及び取りまとめ結果を12月末までに県へ提出する。
- ・ アンケート項目については、県と協議の上決定する。

（3）留意事項

- ・ 業務の実施に当たっては適正な人員を配置し、本業務の履行に支障が出ないようにすること。なお、十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。

## 6 提案いただきたい内容

上記「5 業務内容」に示した業務内容全般に係る業務の進め方、手法等について提案するほか、以下については特に具体的に提案すること。

（1）公式 Instagram の投稿プロデュース・投稿作成

- ・ 想定しているフォロワーの主なターゲット層である20代～40代の子育て家庭に訴求力の高い投稿とする方策や、ストーリーやリールといった投稿形態の工夫。
- ・ 投稿計画の策定について、アンケート機能を使用する等、現フォロワーのニーズや意向を反映した投稿とするための仕組み。

（2）特別企画の参加店公募方法

呼びかけの方法、呼びかけ先候補。

（3）特別企画の利用促進業務

促進するための取組・工夫。

## 7 成果品

- （1）業務実績報告書（事業実施に関する経過・成果のとりまとめ等）
- （2）事業過程で製作した広報物、アンケート結果等一式
- （3）その他、福島県が指示するもの

## 8 著作権

- （1）成果品一式及び本業務に使用する目的で撮影した画像や動画等の著作権は、投稿での使用の有無に関わらず、すべて県に帰属するものとする。また、県が他の媒体等にそれらを使用する必要があると認めた場合は、著作者及び受託者の同意

なく使用できるものとする。

- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因がもっぱら本県の責に帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

## 9 機密保持

- (1) 受託者は、本業務を履行するに当たり、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め、業務上知り得た事項を第三者に開示、又は本業務に係る作業以外の目的で利用しないものとする。
- (2) 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を複製しないものとする。

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。

ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。